

県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業費補助金 交付要綱

県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業（以下「補助事業」という。）は、燃油価格の高止まりを踏まえ、県内貨物運送事業者（以下「事業者」という。）のエコタイヤの導入を支援することにより、燃費向上による経費節減及び温室効果ガスの削減等を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての事項に該当する者とする。

- （1）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営んでいること。
- （2）秋田県内に本社、支社、本店、支店又は営業所を有する事業者であること。

（補助事業の実施期間）

第3条 補助事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までとする。

（補助対象品）

第4条 補助金の対象となる商品（以下「補助対象品」という。）は、転がり抵抗の低減により燃費の向上等に資すると秋田県知事（以下「知事」という。）が認めた別表1に記載のエコタイヤ（低燃費タイヤ・耐摩耗タイヤ・再生タイヤ）とする。

また、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの期間内に補助対象品を購入し、支払いを完了させ、かつ交付申請したものを対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、事業者が交付申請日現在に保有する本県において許可された事業用自動車（軽自動車及び二輪自動車を除く）に対して、別表2に記載の車両総重量による区分に基づき、登録車両ごとに決定する。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。交付申請は、原則事業者1回限りとし、申請書類の提出期限は令和6年1月31日までとする。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) エコタイヤ導入内訳書（様式第1号の2）
- (2) 請求書又は納品書の写し（メーカー名、商品名、型式、単価、数量、金額、発行年月日、販売店等が記載されたもの）
- (3) 支払を証する書面の写し（金融機関振込金受取書等）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し（秋田県トラック協会の会員は省略可）
- (6) 申請車両の自動車検査証の写し
- (7) 振込先口座が分かる通帳等の写し
（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人）
- (8) 事業用貨物自動車等をリースや割賦等で導入している場合は、リース契約書又は割賦契約書等の写し
なお、事業用貨物自動車等をフルメンテナンスなどのリース契約等により導入しており、上記（2）請求書等の写し及び（3）支払を証する書面の写しの発行が不可能な場合は、リース会社等が発行するエコタイヤ装着（購入）証明書（様式第3号）を請求書の写しとして代用することができるものとする。

（補助金交付決定）

第7条 知事は、前条の申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金等交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金等の支払等）

第8条 補助対象者は、補助金等の支払を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消等）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 申請時に誓約した内容に違反したとき

2 知事は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が支給されているときは、当該支給を受けた事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

第10条 知事は、補助金の交付が適切に実施されているかどうかを確認するため、補助金を支給した事業者に対し、報告の徴収又は立入検査を行うことができる。

（補助金の経理等）

第11条 補助対象者は、補助金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第12条 補助対象者は、補助対象タイヤを購入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、売却又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 財務規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。